

# ソフトウェア使用許諾契約書

ユーザー（以下「甲」という）と有限会社アナロジスト（以下「乙」という）とは、次のとおり乙のソフトウェア製品について、以下の通りソフトウェア使用許諾契約を締結します。本製品をコンピュータに導入、またはライセンスの取得請求を行うことにより、ここに記述された本契約書の条項に同意したものとみなされます。

## 第1条（限定的使用権の許諾）

1. 乙は甲に対し、本契約に定めるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）について、非独占的かつ譲渡不能なライセンスを甲に供与します。甲は、当該ライセンスに基づいて、本ソフトウェアを以下の条件で使用することができます。

- (1) 甲の自己使用のみの目的で本ソフトウェアを使用します。
- (2) 甲は本ソフトウェア、及びドキュメンテーションの改変、第三者への譲渡、転売、貸与、移転、担保権の設定を行うことは出来ません。第三者は子会社、及び関連会社を含みます。
- (3) 本ソフトウェアの改変、複製、及びリバースエンジニアリングを行うことは出来ません。

2. 本契約は乙のいかなる商標、商号、サービスマークの使用も甲に許諾するものではありません。甲は本ソフトウェア及びドキュメンテーションに係る全ての権利が乙の所有に帰属する物であることを了解します。

## 第2条（契約解除）

1. 乙は甲が本契約の条項に違反したとき、本契約を直ちに解除することが出来ます。本契約が解除された場合には、甲はただちに本製品および複製物を破棄し、その旨を乙に文書で報告しなければなりません。
2. 乙は本契約の履行が困難になったとき、本契約を解除することが出来ます。

## 第3条（保証）

1. 乙は本ソフトウェアがドキュメンテーションに記載された仕様と一致することを保証します。
2. 乙は本ソフトウェアのあるいはドキュメンテーションに関し、その商品性や特定の目的に対する適合性について、明示および黙示を含めて一切の補償をするものではありません。
3. 次の場合は保証の対象外とします。
  - (1) 本契約の規定のいずれかに違反して甲が使用した場合。
  - (2) 何らかの不具合が甲の用意したハードウェア、オペレーティングシステム、又はインターフェースに起因する場合。
  - (3) 乙において不具合の再現がなされない場合。
  - (4) 乙において不具合の再現に必要なデータが揃わない場合。

#### **第4条（秘密保持）**

1. 甲は、本製品に関する情報のうち、公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、乙の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

(1) 甲は、本ソフトウェアに接する事を許された全ての者に対し、本ソフトウェア並びに乙が秘密である旨を明確に表示した関係資料の秘密を保持するために、指示、契約、その他の方法により適切な措置を講ずるものとします。

(2) 甲は、乙と合意した場合を除き、いかなる形であれ、本ソフトウェアの性能、機能に関する情報を第三者に開示できないものとします。

2. 前各項の規定は本契約の失効後も効力を存続するものとします。

#### **第5条（責任の範囲）**

乙は契約責任、保証責任、不法行為その他理由の如何を問わず、機会損失、間接被害、結果損害、特別損害について責任を負わないものとします。

#### **第6条（権利の帰属）**

甲は、本ソフトウェア及びドキュメンテーションの著作権、財産権、所有権および工業所有権等の一切の権利は乙に独占的に帰属している事を確認します。甲は本契約に定められている場合を除き、本ソフトウェア、およびドキュメンテーションを複製することおよび第三者にそれらを許諾すること等の一切の行為を行わないものとします。

#### **第7条（契約期間）**

甲は本契約の条項に従って使用する限り、本契約が解除されるまで本ソフトウェアを使用することができます。

#### **第8条（その他）**

甲は、本ソフトウェアの使用にあたり、著作権法、輸出規制関連法を遵守するものとします。